

登校許可証明書(法定感染症)

千葉商科大学

所属・学年	学科・研究科	年
学籍番号		
氏名		

上記の学生は、次の疾病が治癒し、感染の恐れがありませんので登校許可を証明します。

感染症名(該当欄に○をつけて下さい)

分類	該当	感染症種類(病名)	登校禁止期間の基準
第1種			治癒するまで
第2種		インフルエンザ [鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。]	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種			

初診	年	月	日					
登校禁止期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
登校許可	年	月	日	から				
発行日	年	月	日					
医療機関名								
医師名(自署)	印							

この証明書による情報は、本学学内関係者のみで共有し、原則として第三者への開示は致しません。但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難である場合は、この限りではありません。